

2025 年度

フェミニストカウンセラー

フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター

資格申請のための手引き

特定非営利法人

日本フェミニストカウンセリング学会

内容

| | |
|--|-----------|
| I 日本フェミニストカウンセリング学会とは | 2 |
| 1 沿革 | 2 |
| 2 理念と目標 | 2 |
| II 「フェミニストカウンセラー」の資格認定と 日本フェミニストカウンセラー協会 | 3 |
| 1 フェミニストカウンセラー資格 | 3 |
| 2 認定後の登録と日本フェミニストカウンセラー協会 | 3 |
| フェミニストカウンセラーとして認定を受けるには (別紙添付 : 資格申請要件) | 4 |
| 3 フェミニストカウンセラー資格申請の手続きと二次審査 | 8 |
| 4 仮認定フェミニストカウンセラー資格について | 8 |
| ●日本フェミニストカウンセラー協会登録と更新 | 9 |
| III 「フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター」の資格認定と 日本フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター協会 | 9 |
| 1 フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター資格 | 9 |
| 2 認定後の登録と日本フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター協会 | 10 |
| フェミニストカウンセリング・アドヴォケイターとして認定を受けるには | 10 |
| 3 フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター資格申請の手続き | 11 |
| ●日本フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター協会登録と更新 | 12 |
| 資格取得に関する特別措置について | 12 |
| Q & A ~よく寄せられる質問から~ | 15 |
| 特定非営利活動法人日本フェミニストカウンセリング学会定款抜粋ならびに倫理規定 | 17 |
| 日本フェミニストカウンセラー協会規約抜粋ならびに倫理綱領 | 18 |
| 日本フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター協会倫理綱領 | 19 |

I 日本フェミニストカウンセリング学会とは

1 沿革

特定非営利活動法人日本フェミニストカウンセリング学会（以下、日本フェミニストカウンセリング学会）は、フェミニズムの視点を持って女性の援助活動を行う活動家、カウンセリングの専門家、フェミニストカウンセリングに関心を持ち女性の生きやすい社会をめざすサバイバー、ジェンダー学や心理臨床の研究者などの会員によって構成される学術団体で、フェミニストカウンセリングの発展と社会変革のためのアカデミックな貢献も目指しています。

フェミニストカウンセリングは 1980 年代に日本に導入されて以来、民間のカウンセリングルームや行政の女性センターなどを中心にその活動の場を広げてきました。1993 年に「日本フェミニストカウンセリング研究連絡会」として組織化され、2001 年には「日本フェミニストカウンセリング学会」として新たな出発をし、2004 年には学会として特定非営利活動法人としての認証を受けています。

2 理念と目標

日本では最近まで、女性の悩みを聞き問題解決をはかるにあたっては、フェミニズムの視点やジェンダー問題の視点が不可欠であるという認識がなく、近代社会の家父長制的社会制度や風土のもとに確立された社会理論や心理臨床論、治療技法や臨床家像のもとに、女性に対する臨床活動が実施されてきました。

日本フェミニストカウンセリング学会では、現代社会において女性が出会う困難や悩みには社会的背景があるだけでなく、そのような状況の中で困難や悩みを抱える女性自身もジェンダー規範の内面化などによって本来の力を奪われた状態にあると考えています。したがって、女性に対するカウンセリングの実践にあたっては、フェミニズムの視点をとりいれた理論や女性のエンパワーメントをめざす技法、あたらしい回復のモデルなどを持ち、さらには社会変革の必要性にも敏感な姿勢がなければならないと考えています。日本フェミニストカウンセリング学会は、そのためにフェミニストカウンセリングそのものの発展と普及に努めると共に、その実践を担うフェミニストカウンセラーとフェミニストカウンセリング・アドヴォケイターの養成に取り組んでいます。

II 「フェミニストカウンセラー」の資格認定と 日本フェミニストカウンセラー協会

1 フェミニストカウンセラー資格

「フェミニストカウンセラー資格」とは、先に述べた日本フェミニストカウンセリング学会の理念と目標に沿った心理臨床活動をするために、フェミニズムの視点を持ったカウンセラーの専門性を保障し、フェミニストカウンセラーの社会的認知を高め、専門家集団としての社会的責任を果たすことを目的として、日本フェミニストカウンセリング学会が認定するものです。

資格審査等は日本フェミニストカウンセリング学会が行い、認定後は一般社団法人日本フェミニストカウンセラー協会（以下、日本フェミニストカウンセラー協会）に登録されます。現在日本では、カウンセラーとしての臨床活動をするための資格は、国家資格だけではなくさまざまな学術団体がそれぞれの認定基準を作り、その団体としての認定を行っています。フェミニストカウンセラーの資格を得るために、日本フェミニストカウンセリング学会の会員として活動するほかに、後述するように、A 心理学教育歴、B フェミニストカウンセリング研修歴、C カウンセリング臨床の経験時間、D フェミニストとしての活動経験などが必要であり、認定審査は学会から委託された「フェミニストカウンセラー資格認定委員」が行います。

2 認定後の登録と日本フェミニストカウンセラー協会

認定を受けたフェミニストカウンセラーは、日本フェミニストカウンセラー協会に登録され、協会の定款と倫理綱領のもとに、職場等で臨床活動を行うことになります。協会への登録は、職業斡旋につながるものではありませんが、資格のもとに専門的活動をするために必要なものです。尚、日本フェミニストカウンセリング学会の会員であることが望ましいとされます。

日本フェミニストカウンセラー協会は、職能集団として、フェミニストカウンセリングの実践を促進しながら、その普及・研究活動・社会貢献などに携わります。また、継続的な研修を行い専門性の保持・向上に努めると共に、新たなフェミニストカウンセラーの教育・育成にも携わります。

フェミニストカウンセラーとして認定を受けるには

(別紙添付：資格申請要件)

フェミニストカウンセラーの資格は一般に開かれていますが、資格を得るためにには次のような申請条件を満たす必要があります。

- ① 日本フェミニストカウンセリング学会に所属し、全国大会などの活動に参加していること。
- ② 学会が提供する教育訓練講座の受講など「資格申請要件」を満たしていること。
- ③ 二次審査として「ケース記録」「評価表」及び「面接」による審査を受けて、認定されること。

以下に、同封の「フェミニストカウンセラー資格申請要件」を参照しながら、フェミニストカウンセラーになるまでの道筋を、順に見ていきましょう。

1 日本フェミニストカウンセリング学会での活動参加

日本フェミニストカウンセリング学会には、どなたでも参加していただけます。参加するためには、年に一度の全国大会出席を機会に入会することもできますし、あるいは、いつでも学会事務局に連絡し申し込むことで入会することができます。入会のための条件は、先に述べたような日本フェミニストカウンセリング学会の理念や目標に賛同し積極的に活動する志があることです。17 ページ「学会定款」抜粋と「倫理規定」をご参照ください。

日本フェミニストカウンセリング学会は、カウンセリングなどの臨床活動のみでなく、フェミニストとしてのさまざまな社会活動をしています。フェミニストカウンセラー資格を得るためにには、教育歴など学会以外での経験や活動のほかに、学会内での教育訓練の受講が必要とされており、さまざまな研修が設定されています。どの研修を受けるにしても、全国大会参加などが条件になりますので、将来資格の取得を検討する人は、まず日本フェミニストカウンセリング学会に入会されることをお勧めします。

2 フェミニストカウンセラー資格申請まで

いよいよ、フェミニストカウンセラー資格の申請を検討する時には、自分が以下の要件をみたしているかどうかを確認してください。

A – 心理学教育歴

基本的な心理臨床の知識に関わる要件です。臨床心理及びカウンセリング、ケースワークに関する相当数の単位取得が必要です。既に、大学などの単位や学位を持つ人は、日本フェミニストカウンセリング学会参加の以前・以後に問わらず、その証明書を提出していただくことで要件が満たされます。もし、該当する学位ではなかったり、必要な単位が満たされていなかったりするときは②の方法で満たすことができます。

①四年制大学、または大学院での心理、社会福祉、教育、社会学、看護、医学の学位取得の事実があれば、基本的な心理臨床の講座や研修経験があったものとして、「卒業証明書」と「単位修得証明書」を提出することを資格審査（教育歴）の要件としています。

ただし、該当する学位はあるが専攻の関係などで心理関連の単位が不足している場合には、不足分の単位の修得が必要です。

② ①に該当しない場合に、日本心理学会「認定心理士資格」のための必要単位と同じ「大学レベルでの心理臨床の講座 36 単位分」をもって、基本的な心理臨床の知識の修得と認めています。この単位は、放送大学などをを利用して修得することもできますし、あるいは、一般の大学などでの心理学関連の講座を受講して修得した単位が 36 単位以上あれば、その「単位修得証明書」を提出することで資格要件になります（※）。

③ 一般社団法人日本カウンセリング学会認定カウンセラーおよび産業カウンセラー初級資格を既得されている方は、②における認定心理士資格の基礎科目 12 単位を免除できます。

④ 公認心理師を取得済みの方は、心理学教育歴は免除できます。

※心理学という領域は、大変幅広くまた細分化されているので、基本的な教育歴のためには以下のようないくつかの領域を中心を選ぶと、最小限の基本的な知識につながると思われます。ただし、講座の名前はそれぞれの大学や講師などで異なりますし、授業時間や単位もまちまちだと思われる所以、授業概要などを充分検討して、自分が受講したい講座の内容を確認した上で受講することが大切です。

- 心理学の概論的なもの…………… 心理学入門、心理学史、心理学概論など
- 知覚・学習に関するもの…………… 認知心理学、知覚心理学、学習心理学など
- 教育・発達に関するもの…………… 発達心理学、乳幼児心理学、言語発達心理学、児童心理学、思春期心理学、青年心理学、教育心理学、生涯発達論など
- 心理臨床に関するもの…………… 臨床心理学概論、心理学演習、パーソナリティ理論、カウンセリング概論、精神病理学、こころの科学など
- 社会心理に関するもの…………… 社会心理学、社会病理学、家族社会学、産業組織心理学、コミュニティ心理学など
- 統計・調査に関するもの…………… 社会調査法、統計学など
- フェミニストカウンセリング関連領域…………… セクシュアリティ、リプロダクティブ・ヘルス＆ライツ、身体、性暴力、DV、児童虐待、摂食障害、トラウマ・PTSD、ジェンダー論、メディア分析、被害者心理、犯罪心理、社会福祉、ケースワークなど

これらの心理学教育歴を必要とするのは、資格取得者が従来の心理学の枠組と内容を知ることによって、これまでの心理臨床の歴史や課題を理解し、フェミニストカウンセリングを実践するにあたっての基本的な姿勢を確認するためのものです。また、心理臨床の領域に対して、新たにフェミニズムの立場から専門的な視点を提供したり、従来の理論や技法の修正や補充をするためにも、一定の心理学の知識が必要です。

したがって、提供される講座内容を充分に理解することはもちろんですが、単に受身的に受講するだけでなく、時には批判的に理解、研究する姿勢も必要となってくるでしょう。

B – フェミニストカウンセリング研修歴

この要件は、フェミニズムの視点を確かなものにし、フェミニストカウンセリングの立場や技能への理解を深めるために、どのような教育、研修の機会を経てきたかに関わるものです。具体的に日本フェミニストカウンセリング学会教育訓練の指定の講座を受講修了していることが必要です。以下は、教育訓練のフェミニストカウンセラー養成に関わる講座の一覧です。

| | |
|---|--|
| ①フェミニストカウンセリング入門研修 | 入門研修は、女性のおかれてきた状況やさまざまな問題をフェミニストの視点で見直し、他の女性たちと共有するとともに、自分とフェミニストカウンセリングとの基本的な関わりを理解することを目指しています |
| ②フェミニストカウンセリング初級研修 フェミニスト カウンセリングの基礎 | 女性の現実が女性にもたらすものを、社会的、心理的、二つの側面から考えます。女性の困難をフェミニストカウンセリングはどう読み解き、どのような解決を目指すのか。実践を支える理念とフェミニストカウンセリングのアプローチ方法を学びます |
| ③フェミニストカウンセリング初級研修 フェミニストカウンセリング のグループアプローチ コンシャスネス・レイジング (CR) | コンシャスネス・レイジンググループ (CR) は、「女性たちが女性問題にかかわるテーマをめぐって、自分たちの生活体験とその中で感じたこと、考えたことを語り合うグループです。「Personal is political」、「シスターフッド」など FC の原点である CR グループを体験しておくことは FC の実践を行う上でも大切です |
| ④フェミニストカウンセリング初級研修 臨床Ⅰ | 臨床Ⅰ「面接の基礎」では、フェミニストカウンセリングを実践するために不可欠な基本的なスキルを学びます |
| ⑤フェミニストカウンセラー 養成中級研修 臨床Ⅱ | 臨床Ⅱ「面接の実際」では、ジェンダーの視点で問題を捉えるために必要なスキルについて学びます |
| ⑥フェミニストカウンセラー 養成中級研修 臨床Ⅲ | 臨床Ⅲでは、女性が抱えるさまざまな問題への専門的なアプローチを学びます。フェミニストカウンセリングならではの技法を学んだうえで、その他さまざまな技法や考え方を実践に活かす方法を考えます |
| ⑦フェミニストカウンセラー 養成上級研修 A (グループスーパーヴィジョン) | 自分のケースを振り返ることで、カウンセリング技術向上を図り、フェミニストカウンセリングの理論と技法を学びます |
| ⑧フェミニストカウンセラー 養成上級研修 B | ジェンダー分析の力を磨くことを目的とした講座です。女性が遭遇するさまざまな問題と、それを巡る意見を知ることで問題への理解を深め、ジェンダーの視点で読み解く力を鍛えるとともに、フェミニストカウンセラーとしての見識を確かなものとします |

※①～④は、フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター養成と共通講座です

資格申請には、④臨床Ⅰ、⑤臨床Ⅱ、⑥臨床Ⅲ、⑦上級 A の受講を修了することが必要です(7ページの表を参照してください)。

資格申請に受講修了が必要な講座

- ④フェミニストカウンセリング初級研修「臨床Ⅰ」
- ⑤フェミニストカウンセラー養成
中級研修「臨床Ⅱ」
- ⑥フェミニストカウンセラー養成
中級研修「臨床Ⅲ」
- ⑦フェミニストカウンセラー養成 上級研修 A

資格取得後3年以内に受講を修了

- ①フェミニストカウンセリング入門研修
- ②フェミニストカウンセリング初級研修「基礎」
- ③フェミニストカウンセリング初級研修
「フェミニストカウンセリングのグループアプローチ」
- ⑧フェミニストカウンセラー養成 上級研修 B

そして、資格取得後3年以内に、残りの教育訓練講座の受講を修了してください。3年以内に講座の受講を修了できなかった場合は、資格停止となりますのでご注意ください。なお、資格停止後に、上記の4講座の受講を修了すると、資格停止を解除できます。

C – カウンセリング臨床の経験時間

この申請要件は、フェミニストカウンセリングの視点に立った臨床経験がどのくらいあるかを問うものです。理論や技法を学ぶだけでなく、臨床場面でそれを生かし研鑽を積む機会があったかについて、時間数を聞いています。（尚、実践や研鑽の内容やその過程を通して判断されるフェミニストカウンセラーとしての資質については、二次審査評価表において判断することになります）

経験時間は、以下の2分野以上で総計150時間以上が必要です。（時間数に関しては、申請書類の中に、申請者の活動を証明できる立場の方に記入し提出してもらう書類があります）

- ① フェミニストカウンセリングの視点に立った面接相談
- ② フェミニストカウンセリングの視点に立った電話相談
- ③ フェミニストカウンセリングに関わる実務経験

なお、オンラインカウンセリングは面接相談、SNS相談は電話相談に含みます。

D – フェミニストとしての活動経験

この申請要件は、フェミニストカウンセラーである前に一人のフェミニストとしての活動経験を問うものです。フェミニストカウンセラーであるということは、心理臨床家としての専門性の基盤がフェミニストとしてのアイデンティティーにあることを求めています。そのためにも、個人としてのフェミニスト活動は不可欠であり、ここではジェンダー問題や人権問題に関わるグループ活動や女性支援の分野での活動経験が6ヶ月以上あることを求めています。

3 フェミニストカウンセラー資格申請の手続きと二次審査

II-2で述べた、資格申請要件を満たすと、フェミニストカウンセラー資格認定の申請ができます。

資格の申請は年一回で、日本フェミニストカウンセリング学会ホームページから申請書類をダウンロードし、申請用紙と申請要件を満たしていることを示す書類を学会事務局に提出することで、一次審査を受けることができます。

必要書類一式が提出された後、資格認定委員はその書類が適性であるかどうかを確認し、要件を満たしている方に対して、①ケース記録、②評価表（自己評価と他者による評価）の提出方法などを説明し、③面接の日程をお知らせします。なお、ケース記録は、個人カウンセリングの記録に限定しません。資格認定委員から届く、二次審査に関するお知らせをよく読み、適切なケース記録を提出してください。

二次審査に合格し、「フェミニストカウンセラー」として認定された方には、認定証が発行され「日本フェミニストカウンセラー協会」への登録が可能になります。登録された方には、資格登録証明書が発行されます。

資格申請に関わるスケジュールと費用は以下のようになっています。

＜申請のための基本的スケジュール＞

9月 申請受け付け 及び 申請要件審査

10月 二次審査 ケースの課題提示

翌年 1月 二次審査書類の提出期限

2月 二次審査の面接

＜費用＞

一次書類審査料 5,000 円

二次審査料 25,000 円 登録料 30,000 円

4 仮認定フェミニストカウンセラー資格について

仮認定フェミニストカウンセラー資格があります。資格申請時に、もし教育歴の単位がその時点で未修であっても3年以内には修得予定であれば、「仮認定」資格として申請し、認定を受けていただくことができます。この場合には、3年以内に単位が修得できた段階で「仮認定」がとれて、改めて「フェミニストカウンセラー」として登録していただくことができます。

仮認定資格登録料 10,000 円

（改めてフェミニストカウンセラーとして登録する際には、登録料30,000円が必要です）

●日本フェミニストカウンセラー協会登録と更新

資格申請をして認定を受けた方は、「日本フェミニストカウンセラー協会」の会員として登録し、資格登録証明書を受けることで、認定フェミニストカウンセラーとして認められ、活動することができます。

有効期間は 5 年間です。登録更新のためには、日本フェミニストカウンセラー協会が定めるポイント表に準じて、更新ポイントを取得することが求められます。5 年ごとに再登録することで、資格登録証明書が更新され、引き続き認定フェミニストカウンセラーとしての活動が可能です。

日本フェミニストカウンセラー協会定款の抜粋と倫理綱領を 18 ページに掲載しています。ご参照ください。

III 「フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター」の資格認定と 日本フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター協会

1 フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター資格

アドヴォケイトは権利擁護・代弁活動を通して、被害当事者が自己尊重感と生きる希望を取り戻していくプロセスを援助する実践です。ジェンダーの視点とトラウマへの理解を持ち、DVや性暴力・虐待被害当事者などの権利擁護・代弁活動から権利の実現を支援するための資格が「フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター」です。

アドヴォケイトの現場は様々です。たとえば性暴力被害者ワンストップ支援センター、民間シェルター、NPO 団体、配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター、労働組合などで、相談や同行支援や多岐に渡る裁判支援などの活動を行なっている人、あるいは女性のためのグループ活動（自助や C.R. グループのファシリテーター、各種グループトレーニングなど）を行っている人を対象としています。

この資格は、日本フェミニストカウンセリング学会が認定するものです。資格審査等は日本フェミニストカウンセリング学会が行い、認定後は日本フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター協会に登録されます。

2 認定後の登録と日本フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター協会

認定を受けたフェミニストカウンセリング・アドヴォケイターは、日本フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター協会に登録され、協会の規約と倫理綱領のもとに、活動を行うことになります。協会への登録は、職業斡旋につながるものではありませんが、資格のもとに専門的活動と研鑽するために必要なものです。尚、日本フェミニストカウンセリング学会の会員であることが、活動条件となっています。

日本フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター協会は、フェミニストカウンセリングの視点を持ったアドヴォケイトを実践し、その普及・研究活動・社会貢献などに携わります。また、継続的な研修を行い専門性の保持・向上に努めると共に、新たなフェミニストカウンセリング・アドヴォケイターの教育・育成にも携わります。

フェミニストカウンセリング・アドヴォケイターとして
認定を受けるには

フェミニストカウンセリング・アドヴォケイターとして認定を受けるには (別紙添付: 資格申請要件)

フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター資格は一般に開かれており、資格取得のためには日本フェミニストカウンセリング学会に所属し、全国大会などの活動に参加し、

A フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター研修歴
B 活動歴または経験時間、
C レポート(3000字)

以上の申請条件を満たしたうえで必要書類を提出し審査を受け、面談の上、認定されます。同封の「フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター資格要件」を参照しながら、フェミニストカウンセリング・アドヴォケイターになるまでの道筋を、順に見ていきましょう。

A — フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター研修歴

この要件は、フェミニズムの視点を確かなものにし、フェミニストカウンセリング・アドヴォケイターの立場や技能への理解を深めるために、どのような教育、研修の機会を経てきたかに関わるもので日本フェミニストカウンセリング学会教育訓練を受講修了していることが必要です。

| | |
|--|--|
| ①フェミニストカウンセリング 入門研修 | 入門研修は、女性のおかれてきた状況やさまざまな問題をフェミニストの視点で見直し、他の女性たちと共有するとともに、自分とフェミニストカウンセリングとの基本的な関わりを理解することを目指しています |
| ②フェミニストカウンセリング 初級研修 フェミニストカウンセリングの 基礎 | 女性の現実が女性にもたらすものを、社会的、心理的、二つの側面から考えます。女性の困難をフェミニストカウンセリングはどう読み解き、どのような解決を目指すのか。実践を支える理念とフェミニストカウンセリングのアプローチ方法を学びます |
| ③フェミニストカウンセリング 初級研修 フェミニストカウンセリングの グループアプローチ コンシャスネス・レイジング (CR) | コンシャスネス・レイジンググループ (CR) は、「女性たちが女性問題にかかわるテーマをめぐって、自分たちの生活体験とその中で感じたこと、考えたことを語り合うグループです。CR グループを通して「Personal is political」「シスターフッド」「エンパワーメント」などフェミニストカウンセリングの原点を体験しながら学びます |
| ④フェミニストカウンセリング 初級研修 臨床 I | アドヴォケイトを展開するために不可欠なフェミニストカウンセリングの基本的スキルを学びます |
| ⑤フェミニストカウンセリング・アド ヴォケイター養成中級研修 女性支援の基礎 | 「アドヴォケイトとは」、「アドヴォケイターの活動とは」、「支援を必要とする女性の抱える課題」などについて、講義と演習などで学びます。(また支援に必要な法律、制度等に関する基本的な知識も学びます。) |
| ⑥フェミニストカウンセリング・アド ヴォケイター養成中級研修 女性支援の実際 | 支援に求められる知識・スキル・価値観などを講義と演習などで学びます |
| ⑦フェミニストカウンセリング・アド ヴォケイター養成上級研修 | 支援に求められる知識・スキル・価値観などを講義と演習などで学びます |

※①～④は、フェミニストカウンセラー養成と共通講座です

フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター資格申請には、上記の①～⑦の講座を修了することが必要です。

B 一 活動歴または経験時間数

活動歴：相談機関やシェルターなどでの当事者への直接支援活動が1年以上ある人

※相談機関とは、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター・配偶者暴力相談支援センター・男女共同参画センター・福祉事務所・労働組合・大学相談室、自治体の相談、各電話相談、(対人援助を目的としたNPO活動)などを指します。

経験時間数：面接相談、電話相談、グループ活動を合わせて100時間以上経験

※申請には、活動歴か経験時間数のどちらかを提出する必要があります。

C 一 レポート

3000字以内で応募の動機、資格の活用の仕方などのレポートが必要です。

3 フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター資格申請の手続き

「フェミニストカウンセリング・アドヴォケイターとして認定を受けるには」で述べた、資格申請

要件を満たすと、フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター資格認定の申請ができます。

資格の申請は年一回で、日本フェミニストカウンセリング学会ホームページから申請書類をダウンロードし、申請用紙と申請要件を満たしていることを示す書類を学会事務局に提出することで、審査を受けることができます。

申請用紙と申請要件を満たしていることを示す書類が提出された後、資格認定委員はその書類が適正であるかどうかを確認します。要件を満たしている方に対し面談を実施し、認定証が発行されます。

「フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター」として認定された方には、認定証が発行され「日本フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター協会」への登録が可能になります。登録された方には、資格登録証明書が発行されます。

資格申請に関わるスケジュールと費用は以下のようになっています。

<申請のための基本的スケジュール>

2月 申請受け付け

3月 申請要件審査

4~5月 面談

<費用>

書類審査料 10,000 円

登録料 20,000 円

●日本フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター協会登録と更新

資格申請をして認定を受けた方は、「日本フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター協会」の会員として登録し、資格登録証明書を受けることで、フェミニストカウンセリング・アドヴォケイターとして認められ、活動することができます。

資格有効期間は 5 年間です。登録更新のための要件は別に定められています。5 年ごとに再登録をすることで、資格登録証明書が更新され、引き続きフェミニストカウンセリング・アドヴォケイターとしての活動が可能です。※65 歳以上の方には優遇措置があります。

日本フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター協会倫理綱領を 19 ページに掲載しています。ご参照ください。

資格取得に関する特別措置について

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性自立支援法）」が 2024 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、1 人でも多くのフェミニストカウンセラー及びフェミニストカウンセリング・

アドヴォケイターに、フェミニストカウンセリングの視点に立つ支援をして頂くために、両資格の特別措置を行うことになりました。

《フェミニストカウンセラー資格取得に関する特別措置》

期間：2024年度～2026年度

日本フェミニストカウンセリング学会に所属し活動することと、日本フェミニストカウンセリング学会が提供する教育訓練講座（6ページの一覧）のうち、⑥臨床Ⅲ、⑦上級Aの受講修了で、フェミニストカウンセラー資格の申請ができます。

ただし、資格取得後3年以内に、教育歴として「臨床心理学概論」の受講修了、研修歴は残りの教育訓練講座の受講の受講修了、（分野は問わず）150時間の臨床経験を満たすことが求められます。またフェミニストとしての6ヶ月以上の活動歴（ジェンダー問題や人権に関わるグループ活動、女性支援の分野での活動経験）を積むことが望ましいと考えています。

なお、2次審査は、通常の資格審査と同様（ケース記録と評価表の提出と面接）です。

資格申請に受講修了が必要な講座

- ⑥フェミニストカウンセラー養成
中級研修「臨床Ⅲ」
- ⑦フェミニストカウンセラー養成
上級研修A

特別措置でフェミニストカウンセラー資格を取得される方は、右記にあげた日本フェミニストカウンセリング学会が提供する教育訓練講座の受講修了だけではなく、日本フェミニストカウンセラー協会が提供する研修やスーパーヴィジョンを受けるなど、積極的に研鑽を積んで頂きたいと考えています。

なお、3年間で右記を満たせない場合には、資格停止になります。その場合は、右記を満たすと資格停止を解除することができます。

資格取得3年以内（以下のA～Cは必須）

- A 心理学教育歴　臨床心理学概論の受講修了
(放送大学等で受講してください。講座の名称は大学により異なることがあります)
- B 研修歴　以下の教育訓練講座の受講修了
 - ①フェミニストカウンセリング入門研修
 - ②フェミニストカウンセリング初級研修「基礎」
 - ③フェミニストカウンセリング初級研修「フェミニストカウンセリングのグループアプローチ」
 - ④フェミニストカウンセリング初級研修「臨床Ⅰ」
 - ⑤フェミニストカウンセラー養成中級研修「臨床Ⅱ」
 - ⑧フェミニストカウンセラー養成上級研修B
- C 臨床歴　分野を問わず、150時間以上
- D 活動歴　6ヶ月以上が望ましい

《フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター資格取得に関する特別措置》

期間：2023年度～2025年度

日本フェミニストカウンセリング学会に所属し活動することと、日本フェミニストカウンセリング学会が提供する教育訓練講座（11ページの一覧）のうち、⑦上級講座の受講を修了し、活動歴または経験時間を満たす

と、フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター資格の申請ができます。申請には、レポートの提出も必要です（11ページ参照）。申請書類提出後、面談を実施します。

ただし、研修歴については資格取得後3年以内に、残りの教育訓練講座の受講を修了することが求められます。受講修了ができなかった場合、資格有効期間は原則3年となります。

資格申請に必要

- ・⑦フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター養成上級研修 「困難を抱える女性に届く支援を」の受講修了
- ・1年以上の活動歴
　　または100時間以上の経験時間
- ・レポート

資格申請書類提出後に面談を行います

資格取得3年以内

以下の教育訓練講座の受講修了

- ①フェミニストカウンセリング入門研修
- ②フェミニストカウンセリング初級研修 「基礎」
- ③フェミニストカウンセリング初級研修 「フェミニストカウンセリングのグループアプローチ」
- ④フェミニストカウンセリング初級研修 「臨床Ⅰ」
- ⑤フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター養成 中級研修 「女性支援の基礎」
- ⑥フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター養成 中級研修 「女性支援の実際」

Q & A ~よく寄せられる質問から~

Q：教育歴のことですが、私は教育関係の大学を出ていますが体育が専攻でした。こんな場合はどうなるのでしょうか？

——フェミニストカウンセラーの資格申請要件としては、「心理、社会福祉、教育、社会学、看護、医学のいずれかを専攻し卒業した4年制大学、あるいは大学院」で「臨床心理及びカウンセリング、ケースワークに関わる単位が相当数含まれていること」となっていて、「卒業証明書と修得単位証明書を提出して認定委員会が単位数に関しての審査をする」ことになっています。

したがって、体育・音楽・美術などの専攻での教育学士などの場合で、心理学関連の単位が少ない場合や、看護・社会福祉などの専攻で4年制でなく心理関連の単位を要求されなかった場合などは、必要な36単位に充当できるように、改めて追加で単位を取得する必要があります。

Q：放送大学で単位を取ろうと思いましたが、毎年、講座内容が変わり何から始めたらいいのか、迷います…。

——放送大学でも、あるいは一般の大学でも講座の名づけ方や内容はまちまちです。まずは、自分がこれからやっていこうとするフェミニストカウンセリングの目標を考えた時、どのような領域の学習が必要かを見定めることが必要でしょう。その上で、その大学の授業概要のようなものを読んで講座の内容を把握し、基本的な講座から順に受けいかれるのが良いでしょう。本文にも簡単に説明があります。

また、放送大学の授業課目「案内」にも履修例が掲載されています。

Q：資格申請要件の中に経験時間と言うのがありますが、“いのちの電話”などの相談はふくまれるのでしょうか？ また、ルームを持っていないので面接は行政などから委嘱されセンターで受けている女性相談の経験しかありませんが、それもカウントされるのですか？

——「いのちの電話」や他の民間の電話相談などであっても、あなた自身がフェミニズムの視点と立場で相談を受けているなら、フェミニストカウンセリングの実践経験になるのではないでしょうか。面接の場合は、実際にカウンセリングを実践した時間を経験時間と考えてください。

Q：電話相談は何年か実践してきました。しかし、面接を経験する場がありません。私は、“＊＊＊の親の会”というグループを長年やっていますが、フェミニストカウンセリングに関わる実務経験になりますか？

——フェミニストカウンセリングの実務経験には、グループ活動が（も）含まれます。ここでいうグループ活動は、基本的にはCRやサポートグループのようなフェミニストのグループを運営（ファシリテート）することなどをいいます。（それ以外のグループでも参加者の人権を尊重し、エンパワーメントをめざすグループであれば問題ありません。）

できれば、誰かと組んででもそのような経験を積まれることをお勧めします。さしあたりルームがなかったり、ともに活動する仲間が近くにいなくて一人で活動されているような場合でも、近くの女性センターなどを使って、フェミニストグループなどを主宰してみると、同じ思いを持つ仲間に出会えるかもしれません。フェミニストカウンセリングの実践は、仲間を求める仲間と出会い、ともに力をつけていく過程でもあります。

Q: 大学で臨床心理学を専攻していて、来春卒業の見込みです。フェミニストカウンセリングに興味があり学会にも入会していますが、資格をとるまでにはどのくらいの時間を見ておけばいいでしょうか、また、そのための費用はどのくらいになりますか？ それまで、働かないわけにはいかないので、働きながらでも資格の取得は可能でしょうか？

——日本フェミニストカウンセリング学会では、できるだけ土日や休日に教育訓練の講座を設定しており、多くの講座はアーカイブ受講が可能です。それは、仕事を持っている人や既にカウンセリングに携わっている人にも、フェミニストカウンセラーの資格をとるための研修に参加していただくためでもあります。資格申請に至るまでの年数は、どのくらいの時間をさけるかにもありますが、最短では1年で可能になっています。費用やコースの参加要件など詳細は、「日本フェミニストカウンセリング学会教育訓練講座一覧」（日本フェミニストカウンセリング学会員に配布）をご覧下さい。

Q: フェミニストカウンセリングに出会って、人生がかわりました。もう少しで60歳になりますが、勉強をはじめるのにいまからでは遅すぎるでしょうか？ いつか、フェミニストカウンセラーになって、私のような悩みを持った人の役に立てればうれしいのです。

——新しい試みを始めるのに、遅すぎることはないと思います。それぞれの事情によりますが、経験を積んで資格取得をされる方もおられます。またフェミニストカウンセリングの学びは、必ず、なんらかの形での女性支援につながります。

特定非営利活動法人日本フェミニストカウンセリング学会定款抜粋ならびに倫理規定

＜定 款＞抜粋

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、女性と子どもの人権とその心理的問題に関心を持つ人々に向けた男女共同参画及び人権に関する意識啓発事業、女性の援助に関わる人々の養成・教育・支援事業及び女性の問題とその援助に関する調査研究事業、援助者及び当事者のためのネットワーク形成事業、またこれらの活動に関する出版広報事業を行い、あらゆる女性の安全と福祉、健康の増進を図ることで、全ての女性の基本的人権の確立及び地位向上に寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療、又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護、又は平和の推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子供の健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 女性をめぐる問題をテーマとする講座、講演、シンポジウムなど意識啓発事業
- (2) 女性や子どもを援助するカウンセラーの養成および訓練のための講座、研修会などの教育訓練事業
- (3) グループリーダー、サポーターなど、女性や子どもを援助する援助者の養成、実習指導など援助者養成事業
- (4) 女性の援助に関わる人への情報提供、連携の促進、人的・物的支援など援助者支援事業
- (5) 女性や子どもの人権に関わるカウンセリングなど当事者支援事業
- (6) 女性心理、援助技法、その他女性に関わる問題についての共同研究など調査研究事業及びネットワーク形成事業
- (7) 女性と子どもの人権とその心理的問題等に関する書籍、報告書など出版広報事業

＜倫理規定＞

特定非営利活動法人日本フェミニストカウンセリング学会(以下「本学会」)は、フェミニストカウンセリングに関心を持つ活動家、研究者、サバイバー、カウンセラーなどがシスターフッドのもとに集まり、女性のエンパワーメントとフェミニストカウンセリングの発展のために相互研鑽する場である。

そのため、本学会の正会員は、常に自らのフェミニストとしてのあり方や、社会人としての行動が、社会全体や個々の女性の生活に大きな影響を与える可能性があることを自覚し、フェミニストとしての社会的な責任を担うために、以下の倫理規定を守る義務を負う。

- 1) 正会員は、日々の生活において、フェミニストとしての自覚を持ち、自己研鑽に励む。
- 2) 正会員は、性別、年齢、国籍、宗教、セクシュアリティ、出自などにおける多様性や、その個別性と自己決定権を尊重する。
- 3) 正会員は、個々の対等な存在として、互いを尊重し、誠実で積極的なコミュニケーションをもって、相互にかかわりあう。
- 4) 正会員は、本学会の活動を通して知りえた個人の情報や正会員間の事情などについては、プライバシーの尊重のため、本人の了解無しに、他に漏らしたり、研究資料等に使用しない。
- 5) 正会員は、フェミニストとして、社会の中のジェンダー格差や性差別の構造に注目し、人間の尊厳の尊重と性差別社会の変革に努めなければならない。

上記の倫理規定にもとる行為があるとの申し出が理事会にあった場合、理事会は、必要に応じて、改善に向けた対処をすることができる。

一般社団法人日本フェミニストカウンセラー協会定款抜粋ならびに倫理綱領

＜定 款＞抜粋

(目的)

第3条 当法人は、女性等マイノリティに対し、ジェンダーの視点による心理支援の提供及びその関連領域に関する研究、調査、助言指導、啓発活動などをもって、人々が性によって差別されることなく、誰もがその人らしく生き生きと暮らしていくことのできる社会をつくることに寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1) ジェンダーの視点による心理的支援の提供
- 2) 研究会及び講演会、研修会等の開催
- 3) 女性の心理に関する調査及び研究
- 4) ジェンダーの視点による心理支援に関するコンサルテーション
- 5) 出版物その他の刊行物の発行
- 6) インターネットによる普及啓発
- 7) 会員相互並びに国内外の関連機関との交流
- 8) フェミニストカウンセラー等専門相談員の育成
- 9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

＜倫理綱領＞

日本フェミニストカウンセラー協会会員は、女性の抱える心理的問題や困難が性差別的社会やジェンダー格差によって産み出されているという認識のもとに、臨床活動及び研究を通して、女性自身が自らの問題に立ち向かい、自己決定する力を得るよう援助し、女性のエンパワーメントと自己実現をはかるよう努め、また究極的には性差別社会や性差別的な社会システムの変更を目指すものである。この目的の実現のために、本会員が遵守しなければならない倫理綱領を以下のように定める。

(責任)

- 第1条 会員は、自らの専門的活動の及ぼす結果に責任をもたなければならない。
- 2 会員は、専門的活動の遂行において、利用者を対等な存在と認識し、利用者の自己決定権を尊重する。また、利用者の利益を最優先とし、その他の目的のためにこれを行ってはならない。
 - 3 会員は、専門的活動の遂行において、年齢、性別、国籍、宗教、セクシュアリティなどにかかわりなく、利用者の人権と個別性を尊重しなければならない。

(技能)

- 第2条 会員は、訓練と経験によって培われた的確な技能によって、利用者に援助や介入を行うものである。
- 2 会員は、最善の援助や介入を行うために、常に自らの知識と技能を研鑽し、自分の能力、フェミニスト的態度、精神的安定について自己点検し、その保持や改善に努めなければならない。そのための会員間相互のサポート、スーパーヴィジョン、継続的な現任者訓練の機会を利用しなければならない。また、自らの能力と技術の限界についても十分にわきまえておかなければならない。

(援助・介入技法)

- 第3条 会員は、臨床活動を自らの専門的能力の範囲内で行い、利用者が最善の専門的援助を受けられるように努めなければならない。
- 2 会員は、自らの影響力や私的欲求に自覚的であり、利用者の信頼感又は依存感を不当に利用しないようにしなければならない。
 - 3 会員は、臨床活動を行う場合に、職業的関係に立ってのみこれを行い、利用者との間に私的関係をも

つてはならない。

(研究)

第4条 会員は、臨床活動実践を通して、フェミニストカウンセリング理論、技術、価値観を明確化し、フェミニストカウンセリングの確立に努めなければならない。

2 会員は、フェミニストカウンセリングに関する研究に際して、利用者に苦痛や不利益をもたらしてはならない。

(秘密保持)

第5条 会員は、臨床活動を通して知り得た事柄については、その内容を他に漏らしてはならない。ただし、利用者の利益及びフェミニストカウンセリングの発展に資すと認められた場合で、利用者の了解が得られた時はこの限りではない。

2 会員は、事例又は研究の公表に際して特定個人の資料を用いる場合は、利用者の秘密を保護する責任をもつ。会員をやめた後も、同様とする。

(他専門職との関係)

第6条 会員は、他の専門職の権利及び技能を尊重し、相互の協力的連携に努める。

2 会員は、利用者が他の専門職から抑圧的、差別的な扱いを受けたという申し出があれば、本人の意思を確認したうえで、フェミニストカウンセラーとして適切なアドヴォカシィ(代弁・擁護活動)をすることが望ましい。

(社会との関係)

第7条 会員は、地域社会や一般社会に対してフェミニストカウンセリングの臨床活動やその理念を周知させるよう努めなければならない。

2 会員は、性差別社会を変革し、ジェンダー格差を解消するために、社会に対して啓発活動に努め、法律制定や行政施策のための運動、フェミニストカウンセラーをはじめとする他の臨床にたずさわる専門家との幅広いネットワークの形成に努めなければならない。

(記録の保管と自己情報の開示)

第8条 会員は、利用者の記録を 5 年間保存しておかなければならない。また、利用者本人から自己情報の開示請求があった場合、原則としてこれに応じる。

(倫理の遵守)

第9条 会員は、この倫理綱領を十分に理解し、これに違反することのないように常に注意しなければならない。

2 会員は、違反の申告が発生したときには、倫理委員会の調査、裁定を受ける場合がある。

日本フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター協会倫理綱領

前文

(略) 協会会員は、女性の抱える心理的問題や困難が性差別的社会やジェンダー格差によって産み出されているという認識のもとに、アドヴォケイト及び研究を通して、女性自身が自らの問題に立ち向かい、自己決定する力を得るよう援助し、女性のエンパワーメントと自己実現をはかるよう努め、また究極的には性差別社会や性差別的な社会システムの変更を目指すものである。この目的の実現のために、本会員が遵守しなければならない倫理綱領を以下のように定める。

(責任)

第1条 会員は、自らの専門的活動の及ぼす結果に責任をもたなければならない。

2 会員は、専門的活動の遂行において、利用者を対等な存在と認識し、利用者の自己決定権を尊重する。また、利用者の利益を最優先とし、その他の目的のためにこれを行ってはならない。

3 会員は、専門的活動の遂行において、年齢、身体、セクシュアリティ、性別、国籍、宗教、また社会的、歴史的、政治的立場などにかかわりなく、利用者の人権と個別性を尊重しなければならない。

(技能)

第2条 会員は、訓練と経験によって培われた的確な技能によって、利用者に援助や介入を行うものである。

2 会員は、最善の援助や介入を行うために、常に自らの知識と技能を研鑽し、自分の能力、フェミニスト的態度、精神的安定について自己点検し、その保持や改善に努めなければならない。そのための会員間相互のサポート、スーパーヴィジョン、継続的な現任者訓練の機会を利用しなければならない。また、自らの能力と技術の限界についても十分にわきまえておかなければならない。

(援助・介入技法)

第3条 会員は、アドヴォケイトを自らの専門的能力の範囲内で行い、利用者が最善の専門的援助を受けられるように努めなければならない。

2 会員は、自らの影響力や私的欲求に自覺的であり、利用者の信頼感又は依存感を不当に利用しないようにしなければならない。

3 会員は、アドヴォケイトを行う場合に、職業的関係に立ってのみこれを行い、利用者との間に私的関係をもってはならない。

(研究)

第4条 会員は、アドヴォケイト実践を通して、フェミニストカウンセリング理論、技術、価値観を明確化し、フェミニストカウンセリング・アドヴォケイトの確立に努めなければならない。

2 会員は、フェミニストカウンセリング・アドヴォケイトに関する研究に際して、利用者に苦痛や不利益をもたらしてはならない。

(秘密保持)

第5条 会員は、アドヴォケイトを通して知り得た事柄については、その内容を他に漏らしてはならない。ただし、利用者の利益及びフェミニストカウンセリング・アドヴォケイトの発展に資すと認められた場合で、利用者の了解が得られた時はこの限りではない。

2 会員は、事例又は研究の公表に際して特定個人の資料を用いる場合は、利用者の秘密を保護する責任をもつ。会員をやめた後も、同様とする。

(他専門職との関係)

第6条 会員は、他の専門職の権利及び技能を尊重し、相互の協力的連携に努める。

2 会員は、利用者が他の専門職から抑圧的、差別的な扱いを受けたという申し出があれば、本人の意思を確認したうえで、適切に代弁・擁護活動する。

(社会との関係)

第7条 会員は、地域社会や一般社会に対してフェミニストカウンセリング・アドヴォケイトやその理念を周知させるよう努めなければならない。

2 会員は、性差別社会を変革し、ジェンダー格差を解消するために、社会に対して啓発活動に努め、法律制定や行政施策のための運動、フェミニストカウンセリング・アドヴォケイターをはじめとする他の臨床にたずさわる専門家との幅広いネットワークの形成に努めなければならない。

(記録の保管と自己情報の開示)

第8条 会員は、利用者の記録を5年間保存しておかなければならない。また、利用者本人から自己情報の開示請求があった場合、原則としてこれに応じる。

(倫理の遵守)

第9条 会員は、この倫理綱領を十分に理解し、これに違反することのないように常に注意しなければならない。

2 会員は、違反の申告が発生したときには、協会理事会に報告する。そのうえで調査、裁定を受ける場合がある。

問合せ先

特定非営利活動法人
日本フェミニストカウンセリング学会

〒101-0052
東京都千代田区神田小川町 3-2-2
天心館ビル 102
TEL/FAX 03-5244-5212
E-mail: nfc@nfc505.com